介護保険サービス事業所

職員の皆様へ
処遇改善手当の支給

２６４，０００円

（月額22,000 円）

２０２３年４月１日より１年間

当法人では、２０２３年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。
今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、２０２４年３月末には処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の８時間労働の常勤処遇職員で
２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

加算対象外の職員について

加算対象の処遇職員以外の方については、８，５００円の支給をします。
介護保険制度対象外のため、法人の自己資金から支給しています。
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

２０２３年４月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長　大代　貴輝

技能実習生
特定技能者　の皆様へ

処遇改善手当の支給

２６４，０００円

（月額22,000 円）

２０２３年４月１日より１年間

当法人では、２０２３年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。
今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、２０２４年３月末には処遇加算の報酬に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護業務に従事する８時間労働の常勤職員で、
２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。
※ただし、技能実習生のうち、日本語能力試験 N3 相当を未取得の方は、雇用開始から６ヶ月間は下記「対象外の職員」となります。

対象外の職員について

対象職員以外の方については、８，５００円の支給をします。
介護保険制度対象外のため、法人の自己資金から支給しています。
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

２０２３年４月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長　大代　貴輝